

原価計算をするときに

宿泊料、商品の価格を決めるときにはおおざっぱでかまいませんので原価計算を試みることをおすすめします。

原価計算には収入と支出（開業の前は見込みの）の金額が必要です。

どのような収入、支出があるのか、下記を参考にして洗い出します。

計算方法については地産地消課（088-821-4807）にお問い合わせください。

（１）収入

収入	各売上の内訳
宿泊料	農家民宿の経営で発生した売上（宿泊料金）
受取利息	預金の受取利息
その他収入	上記以外の売上

（２）支出

支出		各費目の内訳
仕入高	食材料費 ※	購入した料理の材料や調味料、ビールなどの酒、菓子や果物代 など
	自給食材 ※	自給した米や野菜、自家加工した味噌などの調味料 など
水道・光熱費※		水道、ガス、電気、灯油などの光熱費
調理器具費 ※		包丁や鍋、10万未満の電子レンジや炊飯器など。
消耗品費 ※		ゴミ袋や台所用スポンジなど
衣服類		調理用衣服（エプロンなど）、タオル など
衛生費 ※		石鹸、シャンプー、洗剤や歯ブラシ、トイレトーパー など。 トイレの汲み取り代や水洗トイレの定期点検料など
給料・賃金		人を雇った時の賃金
福利厚生費		従業員の慰安、医療費などのために事業主が支出した費用
減価償却費		固定資産や大修繕の減価償却
賃借料・使用料		民宿経営に関する機械などの賃借料金や加工施設などの使用料金
通信費		電話料金、切手、DM など
事務用品費		帳簿、電卓、ボールペンなどの事務用品
宣伝広告費		ダイレクトメール、ポスターやパンフレットなど宣伝にかかった費用 など
接待交際費		取引先への接待費 など
損害保険		火災保険、自動車保険 など
修繕費		施設や装置の修理代金。20万円以上なら減価償却しなければならない場合もあるので注意。
利子割引料		借入金の利息 など
研修費		民宿経営にかかる研修会への参加費用 など
租税公課		印紙代や、事業者税など民宿経営にかかる税金 他
雑費		上記以外の費用